

包括外部監査の結果報告書の要約

平成19年3月12日

山形県包括外部監査人

押 野 正 徳

この報告書は要約版ですので、正確には本報告書をご覧ください。

1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

教育委員会所管の下記の施設及び団体の財務事務及び運営管理について

1. 県立図書館
2. 青少年教育施設(青年の家、海浜青年の家、朝日・金峰・飯豊・神室少年自然の家)
3. 実習船鳥海丸
4. 財団法人山形県埋蔵文化財センター

3. 事件(テーマ)を選定した理由

県は、教育施設として県立図書館や青少年教育施設など多くの施設を有し、県民の教育等に役立っています。一方で、県は平成18年1月に「やまがた集中改革プラン」を公表し、効率のよい小さな行政の実現を目指して県庁改革に取り組んでいるところであります。同プランでは、教育委員会所管の県立図書館については「貸出、返却、利用案内等の窓口業務の職員体制見直しによる開館日の拡大を行うとともに、管理運営方法について検討を行う」とし、青年の家、海浜青年の家については「施設の役割・機能等を見直し、少年自然の家との統合を図るなど、あり方を検討する」としており、この時期に監査のテーマとして取り上げるのは有意義であると思料しました。

また、教育委員会所管の加茂水産高校の鳥海丸については、間もなく代替船の建造が必要となってくるため、その方針が決定される前に監査することが有用と判断しました。

教育委員会所管の外郭団体では、財団法人山形県埋蔵文化財センターが最も財政規模が大きく、また、同プランに基づき外郭団体の見直しを実施しているこの時期に監査することが適当と考えました。

2. 監査対象の概要

| 監査対象 | 設置年度 | 投資額 | 歳出額 | 設置目的 |
|-----------------|--------|-------|-------|--|
| 県立図書館 | 平成2年度 | 6,186 | 391 | 図書館法により、図書、記録その他の資料を収集し、整理、保存して、県民の利用に供し、県民の教養、調査研究等に資することを目的とする。 |
| 青少年教育施設 | | | | |
| 青年の家 | 昭和42年度 | 100 | 115 | 団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規程により、青少年教育施設を設置する。 |
| 海浜青年の家 | 昭和46年度 | 173 | 98 | |
| 朝日少年自然の家 | 昭和49年度 | 307 | 94 | |
| 金峰少年自然の家 | 昭和51年度 | 489 | 94 | |
| 飯豊少年自然の家 | 昭和56年度 | 852 | 96 | |
| 神室少年自然の家 | 昭和60年度 | 1,030 | 93 | |
| 実習船鳥海丸 | 平成3年度 | 1,100 | 260 | 漁業実習船として、山形県立加茂水産高等学校の生徒に船舶運行(航海・機関)の実習、まぐろ延縄実習、日本海いか釣実習、海洋観測等の実習を実施するほか、1年生全員や県民等の体験沿岸航海等を実施するなど多目的に利用する。 |
| (財)山形県埋蔵文化財センター | 平成5年度 | 50 | 1,094 | 山形県内における遺跡等埋蔵文化財の調査研究を行い、県民の文化財に関する理解を深めるとともに、文化財保護と地域開発の調和を図り、もって、県民の文化生活の向上と地域文化の振興に寄与することを目的とする。 |

(注1) 設置年度は現在の施設の設置年度です。

(注2) 投資額は現在の施設の投資金額であり、金額単位は百万円です。なお、(財)山形県埋蔵文化財センターについては県の出資額です

(注3) 歳出額は平成17年度の歳出合計額であり、金額単位は百万円です。

3. 監査の結果及び意見

(1) 各施設共通事項

1. 資産管理

(1) 備品の現品照合及び管理について【指摘事項】

財団を除いて備品の現品照合が指定物品など一部を除いて行われていません。

山形県財務規則第 166 条によれば、備品等の物品については「毎年一回以上現品と帳簿とを照合しなければならない」とされており、当該規則に基づき現品調査を実施する必要があります。また、実施状況及び結果について記録を残すことが望ましいと思料されます。

また、備品標示票が添付されていなかったり、連番管理が行われていなかったりした備品も散見されました。現品照合するためには、備品に連番管理をした備品標示票を添付しておくことも必要です。

2. 支出事務(人件費を含む)

(1) 宿直勤務について【意見】

現在青少年教育施設では、毎日、宿日直代行員が宿直勤務を行っています。当該代行員は施設に宿泊して、施設の戸締り、電気の消し忘れの確認、研修事業の宿泊時のお風呂の湯沸し等を行っています。平成17年度における各施設の施設利用者の宿泊がない日は次の通りであります。宿泊利用者がいない場合や休日祝日関係なく宿日直を行う必要があるのか疑問です。例えば、警備保障会社に警備を委託するという方法(その施設が警備保障会社のサービス提供地域である場合)や利用者の少ない冬季には宿直業務を減らすなど費用対効果を検討する必要があると考えられます。

| 施設名 | 利用者の宿泊がない日 | 宿日直代行員への賃金 |
|----------|------------|------------|
| 青年の家 | 218 日 | 2,564 千円 |
| 海浜青年の家 | 262 | 2,631 |
| 朝日少年自然の家 | 281 | 2,818 |
| 金峰少年自然の家 | 258 | 2,624 |
| 飯豊少年自然の家 | 258 | 2,755 |
| 神室少年自然の家 | 258 | 2,758 |

3. 契約事務

(1) 変更契約の根拠が十分でない契約について【意見】

A重油の購入など年度内に変更契約が行われる場合がありますが、その変更の根拠が伺い書等に十分に記載されていない契約が散見されました(県立図書館A重油購入、青年の家A重油購入、金峰少年自然の家A重油購入)。契約を変更する場合には、その十分な根拠を伺い書に記載して、所定の承認や決裁を受ける必要があると思料されます。

(2) 競争が形骸化していると思われる契約について【意見】

次の契約は指名競争入札が行われているものの、最近3年間は同一の業者が落札するなど競争が形骸化していると思われるので、参加業者を増やしたり、入れ替えを行うなど競争が一層働くように改善することが望ましいと思料されます。

| 施設名 | 委託業務内容 | 落札価格(千円) | 参加業者数 |
|----------|-----------------|----------|-------|
| 県立図書館 | エレベーター保守点検業務 | 3,545 | 3 |
| 同 上 | 設備運転管理業務 | 6,917 | 2 |
| 鳥海丸 | 賄材料の購入(1回目) | 2,191 | 3 |
| 同 上 | 賄材料の購入(2回目) | 2,045 | 3 |
| 同 上 | ペンドッグ入渠工事 | 4,494 | 3 |
| 同 上 | 餌の購入(1回目) | 3,186 | 3 |
| 同 上 | 餌の購入(2回目) | 3,204 | 3 |
| 同 上 | 甲板部消耗品(主漁具)の購入 | 1,750 | 3 |
| 同 上 | 燃料油、潤滑油の購入(1回目) | 5,764 | 8 |
| 同 上 | 燃料油、潤滑油の購入(2回目) | 13,121 | 3 |
| 青年の家 | 清掃業務 | 1,431 | 3 |
| 海浜青年の家 | 清掃業務 | 1,480 | 3 |
| 朝日少年自然の家 | 清掃業務 | 1,575 | 5 |
| 金峰少年自然の家 | 清掃業務 | 1,478 | 3 |
| 飯豊少年自然の家 | 清掃業務 | 2,299 | 3 |

(3) 契約の相手先の調査が十分でない契約について【意見】

保守点検業務

県立図書館で委託している次の保守点検業務については、従来から一者随意契約が行われています。随意契約の根拠として、主として、当該機器は遊学館建物の維持に必要不可欠であり、その保守点検は複雑であったり、迅速に対応する必要があったりするが、当該機器を設置した業者でないと安全で確実な保守点検業務が行えないことが挙げられています。それらの機器が極めて特殊でそのメーカーや代理店でないと保守点検ができないなどの理由があれば随意契約の場合もあると考えられますが、それらの機器にはそのような特殊性は認め難く、また、契約の相手先はそのメーカーや代理店でもありません。契約の相手先が他にないかどうか調査を行う必要があると思料されます。

| 業 務 名 | 契約金額(千円) |
|------------------|----------|
| 空調設備保守点検業務 | 6,615 |
| 消防設備保守点検業務 | 1,701 |
| 中央監視制御システム保守点検業務 | 1,589 |

給食業務

青少年教育施設における給食業務については、従来から一者随意契約が行われています。随意契約の根拠として、主として、朝食から夕食まで提供する必要があるが、施設近隣で当該業務を受託できる業者が他にいないことが挙げられています。しかし、契約の相手先を各施設の所在地に限定しなくとも、契約者の職員が通勤可能な地域に在住していれば十分給食を提供できると考えられ、契約の相手先が他にないかどうか調査を行う必要があると史料されます。

| 施設名 | 契約金額(千円) |
|----------|----------|
| 青年の家 | 12,322 |
| 海浜青年の家 | 12,316 |
| 朝日少年自然の家 | 12,272 |

| 施設名 | 契約金額(千円) |
|----------|----------|
| 金峰少年自然の家 | 12,227 |
| 飯豊少年自然の家 | 12,310 |
| 神室少年自然の家 | 12,330 |

(2) 各施設個別事項

1. 青少年教育施設

(1) 利用者の適格性について【意見】

平成17年度の利用者の中には、民間企業の企業研修や経営会議目的の利用や、老人クラブの忘年会での利用が見受けられました。このような利用は、県の青少年教育施設の利用としては不適格と史料されます。当施設の利用として適切なものかどうか利用許可の審査を十分行う必要があります。

(2) 青少年教育施設の統廃合について【意見】

施設を設置した頃の時代とは青少年教育施設をめぐる環境は大きく異なってきています。すなわち、児童生徒数が減少し、その結果、利用者が減少し、本館宿泊利用率が低い水準となっています。また、各学校へのアンケート調査でも学校利用による県の青少年教育施設の利用率は小学校だけでは60%を超えているものの、小、中、高校全体では50%程度であること、また、全国の都道府県の状況などを合わせて考えると、現在の6施設はある程度統廃合するのが望ましいと考えられます。一方、各施設を視察したところ、相当老朽化が進んでおり、近い将来、施設の建替えが必要と認められます。建替えの際には、施設の統廃合を十分吟味し、各学校への説明を十分行うほか、近隣の市町村や国立の類似施設との役割分担や施設までの交通の便などに配慮する必要があると史料されます。

本館の最近 5 年間の宿泊稼働率

単位 %

| 施設名 | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 青年の家 | 11.4 | 9.0 | 9.6 | 9.4 | 9.4 |
| 海浜青年の家 | 16.6 | 17.2 | 16.0 | 16.8 | 20.2 |
| 朝日少年自然の家 | 9.6 | 10.4 | 8.2 | 8.0 | 8.5 |
| 金峰少年自然の家 | 17.4 | 20.0 | 17.9 | 18.6 | 21.0 |
| 飯豊少年自然の家 | 13.2 | 12.4 | 10.4 | 10.2 | 11.5 |
| 神室少年自然の家 | 10.8 | 13.4 | 15.5 | 7.4 | 9.9 |

全国の都道府県の類似施設 1 施設当たりの人口(少ない順)

| 順位 | 県名 | 人口/施設(万人) |
|------|-----|-----------|
| 1 | 高知県 | 11 |
| 2 | 福井県 | 16 |
| 3 | 山口県 | 18 |
| 4 | 山形県 | 20 |
| 5 | 山梨県 | 22 |
| 全国平均 | | 69 |

(注)1 施設当たりの規模は考慮されていません。

(3) 青少年教育施設の有効利用について【意見】

現在の施設については、建替えや統廃合して除却されるまでの期間は、生涯学習の観点などから有効利用を考えることも必要と判断されます。ただし、その場合には設置目的の変更(条例の変更)や受益者負担を考慮し、利用料金を見直す必要があるものと考えられます。

なお、各施設の平成 17 年度の行政コストの概要は次の通りです。教育機関(施設)は、費用対効果の観点だけでその評価を行うことはなじまない面がありますが、一応の参考として試算したものであります。

| | 青年の家 | 海浜青年の家 | 朝日少年自然の家 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 行政コスト合計（千円） | 120,551 | 99,711 | 100,375 |
| 収入合計（千円） | 2,042 | 1,586 | 723 |
| 差引行政コスト（千円） | 118,509 | 98,125 | 99,651 |
| 延利用者数（人） | 22,164 | 21,242 | 24,638 |
| 利用者一人日当たりコスト（円） | 5,347 | 4,619 | 4,045 |
| | 金峰少年自然の家 | 飯豊少年自然の家 | 神室少年自然の家 |
| 行政コスト合計（千円） | 107,649 | 108,904 | 103,288 |
| 収入合計（千円） | 1,007 | 886 | 878 |
| 差引行政コスト（千円） | 106,642 | 108,017 | 102,409 |
| 延利用者数（人） | 35,847 | 24,764 | 14,537 |
| 利用者一人日当たりコスト（円） | 2,975 | 4,362 | 7,045 |

(注1)上記利用者には日帰りの利用者と宿泊の利用者、あるいは施設の一部のみを利用している利用者と主催事業に参加している利用者など様々な利用形態があり、それぞれに係るコストは当然ながら異なってきますが、行政コストをそのような形態ごとに把握することは現状では出来ません。

(注2)行政コスト計算にあたっての前提等については本報告書 21 頁をご参照下さい。

一方で各施設の利用料金は同一であり、次の通りです。

| 区分 | 宿泊利用 | 日帰り利用 |
|---------------|-------|-------|
| 幼児、小中学生とその指導者 | 免除 | 免除 |
| 高校生 | 360 円 | 免除 |
| 社会教育関係者 | 360 円 | 60 円 |
| 上記以外の一般利用 | 570 円 | 60 円 |

上記の通り、行政コストに比較して利用料金は極端に安いと史料されます。

(4) 給食の費用対効果及び負担のあり方について【意見】

青年の家や神室少年自然の家は給食の提供数が少ないこともありますが、1食当たりのコストは 1,000 円を超えています。給食業務の委託については費用対効果を考える必要があります。また、設置目的以外での利用者や職員の利用についてはその負担のあり方も考える必要があるものと思料されます。

食材費は利用者負担となっており、食材費に委託料を加えた1食当たりの給食のコストは次の通りとなります。

単位 円

| 施設名 | 朝食 | 昼食 | 夕食 |
|----------|-----|-----|-------|
| 青年の家 | 829 | 829 | 1,039 |
| 海浜青年の家 | 688 | 738 | 888 |
| 朝日少年自然の家 | 796 | 846 | 996 |
| 金峰少年自然の家 | 554 | 604 | 754 |
| 飯豊少年自然の家 | 673 | 723 | 873 |
| 神室少年自然の家 | 789 | 849 | 1,009 |

(注)上記コストには食堂で使用する水道光熱費等は含まれていません。

なお、利用者の負担(食材費)は次の通りです。

単位 円

| 施設名 | 朝食 | 昼食 | 夕食 |
|----------|-----|-----|-----|
| 青年の家 | 330 | 330 | 540 |
| 神室少年自然の家 | 290 | 350 | 510 |
| 上記以外 | 300 | 350 | 500 |

(5)施設利用者が給食を取らない日の給食の提供について【意見】

給食提供日を調査したところ、平成17年度の給食提供日300日前後のうち、施設利用者がまったく利用せず当施設の職員だけで給食を取っている日が各施設で71日～130日ありました。職員からの給食費の徴収も利用者と同額(食材費分)であり、利用者がまったく給食を取っていないのに職員のためにだけ給食を提供するのは適切ではないと思料されます。特に冬季間は職員だけの給食日とその月の給食提供日の半分以上の施設もあり、給食のあり方について検討されたい。

2. 鳥海丸

代替船建造について【意見】

現在の鳥海丸は、平成4年3月16日竣工であり、間もなく15年が経過します。実習船の耐用年数は17年程度であり、今後早急に鳥海丸の代替船についての方針を決定する必要があります。

(1)鳥海丸の必要性

教育委員会から聴取した鳥海丸の必要性は次の通りです。

水産及び海洋に関する知識と技術を総合的に習得させ、実務に活用する能力と態度を身につけさせ、水産業の担い手を育てる。

規律ある船内生活や漁獲の喜びの体験をとおして勤労意欲や責任ある態度及び思いや

りの精神を育てる。

職業資格(5級海技士)取得希望者への筆記試験免除と乗船履歴の確保を図る。

その他、県民の海洋教育に寄与する。

(2) 日本全国の水産高校の実習船の概況

日本全国の水産高校の実習船の設置状況を調査すると、ほとんどの水産高校では大型船を設置しています。

(3) 大型船のメリットとデメリット

現在の鳥海丸のような大型船を設置するメリットとデメリットとして、次のことが考えられます。

メリット

5級海技士資格取得に向けて乗船履歴の短縮のための遠洋海域でのまとまった航海実習を行うことができる。

冬季の日本海は時化するため近海での実習は不可能である。大型船は遠洋漁業が可能であるため、1年を通して安定した実習ができ、計画通りの学習ができる。

デメリット

運営コストが高い。

(4) 5級海技士資格取得のための乗船履歴の短縮の特例等を活かした卒業後の進路状況について

単位 人

| 年度 | 平成 13 年 | 平成 14 年 | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 活かした卒業生 | 1 | 0 | 6 | 5 | 3 |
| 海洋技術科卒業生 | 34 | 25 | 40 | 38 | 21 |

上記の表の通り、5級海技士資格取得のための乗船履歴の短縮の特例等を活かした卒業生は少ない状況です。

(5) 代替船建造についての教育委員会における検討状況

上記のような状況を踏まえた上で、教育委員会では秋田県との大型船の共同建造が可能かどうかの検討を行っていますが、秋田県の実習船は鳥海丸より2年遅く建造されていること、秋田県の水産高校では専攻科が設置されていることなどの相違点から、次のような課題について結論が得られていません。

建造年度(建造の時期)

建造主体(どちらの県が主体となるか)

負担のあり方(両県の負担割合)

船員の体制(どちらの県の所属となるか)

利用割合

(6) 行政コスト

鳥海丸の行政コストを試算したところ、次のように計算されました。

| | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 行政コスト合計(千円) | 352,346 | 356,675 | 348,136 |
| 収入合計(千円) | 42,594 | 53,673 | 47,553 |
| 差引行政コスト(千円) | 309,752 | 303,001 | 300,583 |

上記の行政コストをさらに分析すると次のようなコストが試算されます。

| | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 |
|-------------------|-----------|------------|-----------|
| 航海日数(日) | 195 | 193 | 191 |
| 航海日数 1 日当たりコスト(円) | 1,588,474 | 1,569,956 | 1,573,734 |
| マグロ延縄漁業実習日数(日) | 148 | 148 | 144 |
| マグロ延縄漁業実習コスト(千円) | 235,094 | 232,353 | 226,617 |
| マグロ延縄漁業実習参加生徒数(人) | 38 | 22 | 40 |
| 上記の 1 人当たりコスト(円) | 6,186,688 | 10,561,524 | 5,665,445 |

(注 1) 平成 16 年度のマグロ延縄実習参加生徒が少ない理由は入学者数が少なかったため。

(注 2) 行政コスト計算にあたっての前提等については本報告書 21 頁をご参照下さい。

(7) 当職の意見

現在の鳥海丸のような大型船は、全国の多くの水産高校で設置されており、安定して航海実習ができるなど教育上の必要性があることは理解できますが、現在の県の年間の負担額は 2 億円を超えており、行政コストは 3 億円程度となっています。また、現在の鳥海丸の漁業実習の大部分を占めるハワイ沖での遠洋漁業実習に掛かる行政コストは、平成 17 年度で 226 百万円と試算され、参加者 1 人当たりの行政コストは 5 百万円を超えています。

一方で、5 級海技士筆記試験免除や大型船での長期遠洋航海実習による乗船履歴短縮のメリットを活かした卒業生は年間 0 から 6 人であり、また、県内の水産業は、底引き網やいか釣りなど近海での漁業であって、その担い手の育成のために必ずしも遠洋航海実習を行う必要はないと思料されます。そのような点から、新たに県単独で大型船の代替船を建造することは、進路状況や義務教育でない点も考慮すると費用対効果の観点から疑問があると言わざるを得ません。

こうした中、現在検討されている秋田県との大型船共同建造は両県とも財政負担の面でメリットは大きいと思料されますが、前述したように結論が得られていない課題も多いことから、県単独で中型船を代替船として建造することも並行して検討する必要があると考えられます。なお、中型船でも 200 トン以上の中型船であれば運営コストの削減はあまり期待できないため、2

00トン未満の船を検討すべきと思料されます。その場合、加茂水産高校の教育カリキュラムの抜本的な見直しも必要となってくると考えられます。

(3) 財団法人山形県埋蔵文化財センター

1. 支出事務

(1) 未納品の支出計上について【指摘事項】

平成 17 年度の支出で未払金に計上した 100 万円以上の委託料及び印刷製本費（地形遺構測量、図化編集など）のうち契約件数 17 件、契約金額 67,050 千円は、履行期限又は履行期間が平成 18 年 3 月 31 日までであります。同日までにその成果物（報告書など）等が納品されていません。また、監査日現在（平成 18 年 8 月 7 日）でも納品されていませんでした。さらに、平成 16 年度で未払金に計上した委託料 1 件 15,972 千円は 1 年以上経過しているにも係らず、監査日現在その成果物が納品されていませんでした。

決算日までに納品されたものを未払金として支出計上するように改める必要があります。そのためには、発掘作業の工程管理を十分行っていくことも必要となってくると思料されます。

2. 契約事務

(1) ファイナンス・リースにおける契約事務について【指摘事項】

次のファイナンス・リース取引において、リース取引については競争入札を実施しているものの、リース物件の購入については法律上所有権がリース会社にあることを理由として入札等の事務手続きを行っていません。しかし、ファイナンス・リース取引は実質的に金融取引であって、対象物件はリース契約者（利用者）が金額を含めて選択するものであり、リース取引だけを競争させても金利や手数料などの部分での競争に限定され、肝心の本体価格の競争は生じません。ファイナンス・リース取引については、先に対象物件の契約事務手続きを行った上で、さらにリース取引の契約事務手続きを行う必要があります。

なお、ファイナンス・リース取引の対象物件の中に不動産が含まれていますが、リース会社が県有地に建物を所有していることは権利関係を考えると望ましくありません。例えば、県が建設し財団に賃貸するなどの方法を検討する必要があります。

| 契約年度 | 項目 | リース総額(千円) | リース期間 | 契約方法 |
|----------|----------|-----------|-------|------|
| 平成 16 年度 | 南プレハブ棟 | 89,964 | 7 年 | 競争入札 |
| 平成 17 年度 | 器材倉庫付帯設備 | 1,512 | 4 ヶ月 | 随意契約 |
| 平成 17 年度 | 撮影機器 | 1,607 | 11 ヶ月 | 随意契約 |
| 平成 17 年度 | 木器恒温処理機器 | 5,923 | 3 年 | 随意契約 |
| 平成 17 年度 | OA 機器 | 5,273 | 6 ヶ月 | 随意契約 |
| 平成 17 年度 | プリンター等 | 1,942 | 3 年 | 競争入札 |
| 平成 17 年度 | プレハブ器材倉庫 | 21,326 | 7 年 | 競争入札 |

契約方法は財団とリース会社との契約方法です。

- (注) ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。(企業会計審議会「リース取引に係る会計基準」より)

(2) 競争入札する必要があると思われる契約について【指摘事項】

事務機器の賃貸借契約

次の事務機器の賃貸借契約(リース期間3年、リース総額3,522千円(税込み))は発掘調査終了後の整理作業の準備として9月初旬には納品終了が望まれるため、8月下旬に急遽見積り合せによる随意契約を行っていますが、一部の事務機器については随意契約をせざるを得ないほど緊急性を要するとは考えらず、競争入札を実施すべきであったと思料されます。

| 品名 | 数量 |
|-----------|----|
| MXCテーブル | 8 |
| 会議用テーブル | 8 |
| 両開きキャビネット | 17 |

| 品名 | 数量 |
|---------|----|
| 物品棚 | 36 |
| 更衣ロッカー | 10 |
| ブルーヒーター | 8 |

北・西プレハブ棟の賃貸借契約

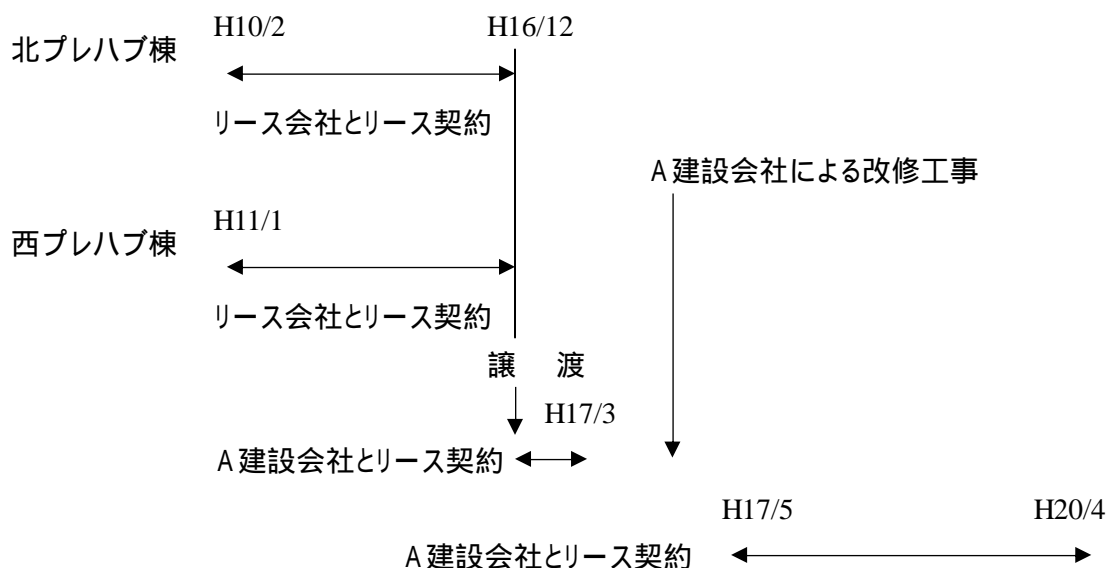
受託料にはプレハブ棟の資産購入経費が予定されていない(旧建設省と文化庁との協議等)ことから、リース契約によりプレハブ棟を使用しています。北プレハブ棟は、当初リース会社との間に平成10年2月1日から平成14年1月31日までリース契約を行い、その後平成16年12月まで約4年間再リースした後、リース会社が不動産を取り扱わなくなったことにより、物件はリース会社からA建設会社に譲渡されています。

また、西プレハブ棟については、平成11年1月8日から平成15年1月7日までリース会社とリース契約を行い、その後平成16年12月まで約2年間再リースした後、同じ理由により物件はA建設会社に譲渡されています。

両物件はA建設会社と平成17年3月31日まで3ヶ月間リース契約を行った後、同社が施設改修工事を行った上で平成17年5月1日から平成20年4月30日までのリース契約を新たに締結しています。

改修工事後のリース契約(リース期間3年、リース総額7,398千円(税込み))は、当該物件がA建設会社の所有であるとの理由で随意契約により行われています。A建設会社は物件購入後3ヶ月後に改修工事を行っておりますが、通常はリース会社が借手(財団)の承認なしにリース物件を第三者に譲渡することはありえないことであり、リース期間終了後のリース物件は

リース会社から財団が所有権の移転を受けるなどして、競争入札により改修工事を行うべきであったと思料されます。



(3) 随意契約の理由書が添付されていない契約について【指摘事項】

B建設会社との上ノ山館遺跡における伐採木処理工事は、予定価格(税込み)6,615千円であるにも係らず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約となっていますがその理由書が添付されていません。随意契約による場合は理由書を添付して、所定の承認や決裁を得る必要があります。

(4) 随意契約のチェック体制について【指摘事項】

契約事務については、財団では県の財務規則を準用しており、県と同じ管理体制が必要とされています。ところで平成17年度に締結された100万円以上の契約98件のうち、50件が随意契約により行われています(前述した契約を含む)。随意契約の理由書を閲覧しましたが、前述した以外でも随意契約でなければならない十分な根拠が第三者には分かり難い契約が散見されました。契約事務については、随意契約の理由を第三者にも分かりやすく記載し、そのチェック体制も含めて抜本的に改善することが必要と思料されます。

3. 埋蔵物の管理方針について【意見】

埋蔵物は、現在一律に保管されており、県の歴史資料上重要なもの、重要ではないもの、同様な埋蔵物が多数存在するもの等、価値の評価やその管理レベルが明確に区別されていません。埋蔵物の価値評価を行って価値評価に応じた管理を行うことは、限られた場所、人員の中で効率的な管理を実現していくという費用対効果の観点や防犯、防災といったセキュリティ上の観点から必要であると思料されます。

4. 財団のガバナンスについて【意見】

当財団の理事会は、年2ないし3回程度の開催であり、決議事項が事業計画、予算、決算だけとなっています。また、監事の監査は1年間で1日行っているだけでした。その結果、常勤理事である専務理事の負担が大きくなっていると史料されます。

財団法人のガバナンスが貧弱であることは一般的に言われていることではありますが、理事会や監事が財団運営についてのチェック機能を十分に発揮できるような体制の確立が必要と判断されます。例えば、理事会の開催回数を見直し、前述した決議事項だけでなく一定金額以上の取引については理事会の承認を受けるようにすることや監事の監査についても財団の規模を考慮すると1日でできるものではありませんので十分な日程を確保することなどが考えられます。

5. 国等との発掘事業契約の精算方法について【意見】

国等との発掘事業契約の精算方法は、その発掘事業に直接要した経費とその6%を間接経費分として精算する方法となっています。そのため、発掘事業に直接要した経費を削減すればするほど財団の経営は苦しくなってしまうというジレンマがあります。その結果、前述したように安易に随意契約となってしまうものと推測されます。国等との間で発掘事業の精算方法を改めるよう交渉することが必要と史料されます。

6. 県からの出向者について【意見】

平成17年度で、財団の職員32名のうち県からの出向者が19名と職員の過半数が県からの出向者となっています。担当者の説明では、出向者はほとんど考古学や歴史の教職員であって、臨時職員に現場責任者を任せることはできないことから、発掘調査の現場責任者を任せているということでした。また県からの出向者が多い理由は、埋蔵文化財の発掘作業が、将来公共工事の減少に伴い減少していくことが予想されるため、財団の職員として雇用することは将来の人件費の負担を考えると得策ではないためとのことであります。

しかしながら、学校や大学を退職された方など考古学や歴史について十分な知識を持ち、興味を持っている方が県内にも存在することは十分考えられることであるし、そういった方々を臨時職員として財団で雇用し発掘調査の現場責任者を任せていくことも可能ではないでしょうか。その場合には財団で発掘調査の管理やチェックを十分行える体制を確立することも必要となると史料されます。

「やまがた集中改革プラン」では、公社等への職員派遣については派遣の目的や効果などを検証し、必要最小限のものとなるよう、引続き見直しを行うこととしており、今後とも同プランの観点から、事業量に合わせた出向者の見直しが必要と史料されます。

以 上